

「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」開催要綱

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条の規定に基づき、厚生労働省が構築するレセプト情報・特定健診情報等データベースのデータ（以下、単に「データ」という。）について、医療費適正化計画の作成等に資する調査・分析を行う以外の用途で、データの利用申請があった場合に、データ利用の公益性等について検討・意見交換を行い、厚生労働大臣が申請者に対するデータ提供の可否を決定するにあたり、助言することを目的とする。

2 検討項目

レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、申請のあったデータ利用の公益性等について、次の①から⑥までに掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、助言する。

- ①データの利用目的
- ②データ利用の必要性
- ③データ利用の緊急性
- ④データ利用申請に関連する分野での過去の研究実績、データ分析に係る人的体制
- ⑤データの利用場所並びに保管場所及び管理方法
- ⑥データ分析の結果の公表の有無

3 構成

- 有識者会議は、別紙のとおり、医療経済、生活習慣病対策、統計分析、臨床研究倫理、医薬安全対策、個人情報保護等の分野の有識者のほか、関係団体の代表者で構成する。
- 座長は、有識者会議の構成員の中から互選により選出することとする。座長は、有識者会議の事務を総理し、有識者会議を代表することとする。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代行することとする。
- 有識者会議は、案件の内容に応じ、補充的に専門家による意見陳述、関係資料や意見書の提出等を求めるほか、必要に応じ、有識者会議の議決を経た上で臨時構成員を委嘱する。

4 運営

- 有識者会議は、申請状況を考慮した上で、随時開催する。
- 有識者会議は、利用申請の対象となる情報について、個人情報の保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合を除き、公開で行う。
- 有識者会議の庶務は、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室において処理する。
- 1から4までに定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めることとする。

「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」構成員

石川 広己 (いしかわ ひろみ)	日本医師会 常任理事
稲垣 明弘 (いながき あきひろ)	日本歯科医師会 常務理事
稲垣 恵正 (いながき よしまさ)	健康保険組合連合会 理事
猪口 雄二 (いのくち ゆうじ)	全日本病院協会 副会長
印南 一路 (いんなみ いちろ)	慶応義塾大学総合政策学部 教授
大久保 一郎 (おおくぼ いちろう)	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
開原 成允 (かいはら しげこと)	国際医療福祉大学大学院院長
貝谷 伸 (かいや しん)	全国健康保険協会 理事
新保 史生 (しんぼ ふみお)	慶応義塾大学総合政策学部准教授
田中 一哉 (たなか かずや)	国民健康保険中央会 常務理事
頭金 正博 (とうきん まさひろ)	国立医薬品食品衛生研究所・医薬安全科学部 室長
濱島 明光 (はまじま あきみつ)	東京都後期高齢者医療広域連合 総務部長
府川 哲夫 (ふかわ てつお)	福祉未来研究所代表
松田 晋哉 (まつだ しんや)	産業医科大学医学部教授
三浦 克之 (みうら かつゆき)	滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生部門 教授
宮島 香澄 (みやじま かずみ)	日本テレビ解説委員
武藤 香織 (むとう かおり)	東京大学医科学研究所公共政策分野准教授
森 昌平 (もり まさひら)	日本薬剤師会 常務理事
山本 隆一 (やまもと りゅういち)	東京大学大学院情報学環准教授